

&lt; 表面 &gt;

管理番号

## 建設発生土データシート(B)

※本データシートは土砂の成分等を明示するものであり、元方事業者の責任において作成して下さい。

※登録ストックヤード利用及び最終搬出先の確認を必要とする方は、別シートとなります。

作成日 令和 年 月 日

記入者

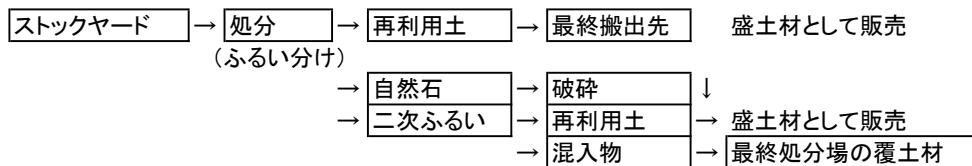
1	元方事業者	名称		所属																																			
		所在地	〒	担当者	TEL	FAX																																	
発生元の工事情報	工事名		工期																																				
	工事場所																																						
2	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器 ( ) <input type="checkbox"/> 車両 ( ) <input type="checkbox"/> その他( )																																					
3	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) ( ) m <sup>3</sup> ・t・台／年・月・週・日																																					
4	発生元の 工事概要	<input type="checkbox"/> 民間工事 <input type="checkbox"/> 500m <sup>3</sup> 未満 ※受領書の交付、最終搬出先までの確認はいたしませんので、予めご了承ください。																																					
5	発生工程の 概要	<input type="checkbox"/> 建設汚泥以外の土砂 <input type="checkbox"/> 地山掘削により生じる掘削物 <input type="checkbox"/> 浚渫土 <input type="checkbox"/> 根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土 <input type="checkbox"/> セメントや石灰を混合し化学的安定処理した改良土 ※浚渫土、表土、改良土は搬入できません。別途、ご案内させていただけます。																																					
6	発生元の 工事情報	 ※有害物質使用特定施設から発生しないことを確認願います。 ※工場等の場合は、施設管理者等に確認願います。山梨県のHPにも特定事業場名簿あります。 <input type="checkbox"/> 排水の水質規制が必要な施設として、水質汚濁法第二条3項によって特別に指定された施設 <input type="checkbox"/> 土壤汚染対策法が指定する特定有害物質を製造・使用または処理する施設																																					
7	土壤汚染対策法	<p>※6欄の有害物質使用特定施設ではない場合、7欄は記入せず、8欄に進んで下さい。</p> <p>※6欄の有害物質使用特定施設だった場合、以下のいずれかを提出願います。</p> <p><input type="checkbox"/>土壤汚染対策法に規制されている場合、溶出試験27項目の分析表と1,4-ジオキサンの溶出試験および銅、砒素の含有試験を追加した分析が必要になります。</p> <p><input type="checkbox"/>土壤汚染対策法に規制されていない場合(900m<sup>2</sup>未満の土地の形質の変更)、土壤環境基準の溶出試験28項目、含有試験2項目の分析が必要になります。</p> <table border="1"> <tr> <td>カドミウム</td> <td>全シアン</td> <td>有機燐</td> <td>鉛</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>砒素</td> <td>総水銀</td> <td>アルキル水銀</td> </tr> <tr> <td>PCB</td> <td>ジクロロメタン</td> <td>四塩化炭素</td> <td>クロロエチレン</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>1,2-ジクロロエチレン</td> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>シマジン</td> <td>チオベンカルブ</td> <td>ベンゼン</td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>ふつ素</td> <td>ほう素</td> <td>1,4-ジオキサン</td> </tr> <tr> <td colspan="2">含有試験項目</td> <td>銅(Cu)</td> <td>砒素(As)</td> <td></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 分析表添付</p>					カドミウム	全シアン	有機燐	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	ふつ素	ほう素	1,4-ジオキサン	含有試験項目		銅(Cu)	砒素(As)	
カドミウム	全シアン	有機燐	鉛																																				
六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀																																				
PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン																																				
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン																																				
1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン																																				
チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン																																				
セレン	ふつ素	ほう素	1,4-ジオキサン																																				
含有試験項目		銅(Cu)	砒素(As)																																				
8	土壤汚染対策法 法対象外の汚染 された土壤	<p>※以下の有害物質が混入していないことを確認願います。(混入していない場合は✓)</p> <p><input type="checkbox"/> ダイオキシン類汚染土壤 特定施設を設置している土地又は過去に特定施設やその他のダイオキシン類を発生させるおそれがある施設が存在していた土地、廃棄物等(ダイオキシン類による汚染のおそれが考えられる廃棄物等)が埋設されている土地等で土地の形質の変更を行う工事ではないか</p> <p><input type="checkbox"/> 鉱油類の混じった土壤 油を取り扱っている事業者(ガソリンスタンド、油槽所、機械・金属工場、自動車整備工場、化学工場等)の事業用に供している土地等で土地の形質の変更を行う工事ではないか</p> <p><input type="checkbox"/> 事故由来放射性物質に汚染された土壤等 放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境大臣が指定した地域ではないか</p> <p><input type="checkbox"/> ラジオアイソotopeを含む土砂 RI廃棄物を取り扱う事業所等によって発生していないか</p> <p><input type="checkbox"/> 温泉 温泉周辺の土ではないか(自然の状態で重金属等が多く含まれる可能性)</p>																																					

<裏面>

9	廃棄物処理法	※以下の廃棄物が混入していないことを確認願います。(混入していない場合は✓) ※廃棄物混じり土、碎石混じり土、分別土、管理分別土はストックヤードに搬入できません。 廃棄物の混じった土砂は、「総体として廃棄物」として取り扱っています。 ※建設汚泥(産業廃棄物)と土砂との判別をお願いします。			
		<input type="checkbox"/> 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物(産業廃棄物以外の廃棄物)		
		<input type="checkbox"/> 燃え殻	<input type="checkbox"/> 汚泥	<input type="checkbox"/> 廃油	<input type="checkbox"/> 廃酸
		<input type="checkbox"/> 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> ゴムくず	<input type="checkbox"/> 金属くず
		<input type="checkbox"/> ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		<input type="checkbox"/> 鉛さい	<input type="checkbox"/> がれき類
		<input type="checkbox"/> ばいじん	<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> 木くず	<input type="checkbox"/> 繊維くず
		<input type="checkbox"/> 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 動物のふん尿	<input type="checkbox"/> 動物の死体
		<input type="checkbox"/> 政令第13号廃棄物(上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの)			
		<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等	
		<input type="checkbox"/> 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> PCB等	<input type="checkbox"/> 廃水銀等	<input type="checkbox"/> 廃石綿等
搬入できない廃棄物は、別途、ご案内させていただけます。					
10	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載			
	その他の情報				

【処理フロー】

【リサイクル】 ※大型ふるい機を使用したスクリーン工法により、選別や雑物除去、粒度調整し再利用する  
アンダー材(再利用土)、オーバー材(自然石)、中間材の3種類の製品にふるい分けする  
※土砂を再利用する処分場



土壤の安全性への信頼を高めるため、搬入される土砂の基準の順守、手続き等にお手数をおかけしますが、その旨、ご承知おきください。

【ご利用案内】 ※事前に富士河口湖リサイクルプラントにお問い合わせ下さい。TEL : 0555-73-3344  
再利用土の販売状況や土の堆積量、最終搬出先の確保状況等により、搬入できない場合があります。  
お問い合わせのない場合、店頭でお断りすることがあります。

<元方事業者及びストックヤード業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	元方事業者担当者	処分場担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	元方事業者担当者	処分場担当者	変更内容